

## 相活士月刊メールマガジン 5月号 ～ VOL31～

相活士事務局です。第 31 回目のメールマガジンになります。

最後までご一読ください。

なお、相活士の方には週に 2 回、遺言相続ドットコムの掲載記事をみなさまのメールアドレスに送付しております（原則火曜と金曜日）。

こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. 相続人の一人が行方不明の場合はどうする？
2. メディア掲載情報
3. 遺言相続ドットコム本日更新内容
4. 相活士 ONLINE リニューアルに伴い一時サイト閉鎖のお知らせ
5. 新型コロナウイルスに関する対応
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 相続人の一人が行方不明の場合はどうする？

<事例>

父親が亡くなり、相続人は母親と二人の子 A さん・B さん兄弟。

遺産分割協議や相続税の申告、相続登記が必要なのに、20 年ほど前に父親と大喧嘩した B さんは家を出て、その後、家族とは音信不通。どこにいるのかはもちろん、生きているのか死んでいるのかさえも分かりません。

こういった事例は私たちの身近で起きてもおかしくないですし、今後増えていくことも十分に考えられますよね。こうなると、遺産分割協議を進めることができず、結果、相続税の申告ができない（＝相続税の各種特例を使うことができない）、不動産の相続登記もできないという大変な事態に陥ってしまいます。

どうすればよいのでしょうか？

①戸籍の附票で住所を確認し、連絡を取ってみる

戸籍を取得したところ、B さんは戸籍上、死亡したという届け出がされていなかったとしま

す。そこで、「戸籍の附票」というものを取得します。戸籍の附票には、住民票上に登録されている住所が記載されています。住民票は住所が分からなければ取得することができませんが、戸籍の附票は戸籍のある役所に請求すれば取得することができます。戸籍の附票に記載されている住所に手紙を出すことによって連絡が取れるようになるかもしれません。

## ②不在者財産管理人を選出する（生きているはずだが、所在が分からない場合）

上記①戸籍の附票にある住所に手紙を出しても Bさんから返信がなく連絡が取れない、もう所在が追えない場合は、不在者財産管理人を選出します。

不在者財産管理人とは、行方不明の相続人に代わって財産を管理する人です。基本的に遺産分割協議に参加することはできませんが、家庭裁判所に「権限外行為許可の申立て」を申請することにより遺産分割協議に参加することができます。遺産分割協議が整ったら、行方不明者の代わりに署名捺印をします。

不在者財産管理人を選出するには、相続人や特別縁故者などの利害関係者が、行方不明者が住んでいた住所地を管轄する家庭裁判所に「不在者財産管理人選任の申立書」を行方不明者や申立人の戸籍謄本や不在の事実を証明する資料などと一緒に提出します。

家庭裁判所はそれらをもとに、利害関係等を考慮したうえで、不在者財産管理人を選出します。

誰が不在者財産管理人になるのかについてですが、遺産分割協議に参加する他の相続人を候補者に指定することはできません。多くの場合は、行方不明者と利害関係がない人か、弁護士や司法書士が選任されることになります。

尚、注意点として、不在者財産管理人選任の申立てをする際、管理費用として予納金を納めなければならない場合（数十万円になることも）があります。

また、行方不明の相続人が不当な不利益を受けないように配慮するため、その相続人の法定相続分を下回るような内容の遺産分割協議に対しては、家庭裁判所は許可しないと考えられます。したがって、行方不明の相続人が法定相続分相当の財産を取得する内容の遺産分割協議をまとめる必要があります（他の相続人は納得できないでしょうね…）。そして、不在者財産管理人は、行方不明者が現れるか死亡が確認されるまで、取得した遺産を預かり管理することになります。

## ③失踪宣告の申立てをする（生きているかどうか分からない場合）

Bさんが生きていないかどうか分からない場合は、失踪宣告の申立てを行います。

失踪宣告とは、行方不明者が、行方不明になったときから7年間、災害や遭難などの危難で生死不明の場合は危難が去ってから1年間経過した場合に、家庭裁判所が失踪宣告をすることにより、行方不明者は法律上において死亡したものとみなされます。（ただし、所在不明で7年以上経過していても、生存していることが確認されているようであれば、失踪宣告はされません。）死亡したとみなされるため、代理人などを選任する必要はなく、今いる相続人だけで遺産分割協議を行うことができます（ただし、下記のとおり相続税の申告期限までに失踪宣告がされることは通常ない）。

尚、行方不明者に子どもがいれば、その子どもが相続人となり、遺産分割協議に参加しなければ遺産を分割することはできません（代襲相続）。ただし、被相続人が亡くなった後に行方不明者が亡くなったと判断された場合には、代襲相続は発生しません。

失踪宣告の申立ては、不在者財産管理人選任の申立てと同様に、利害関係者が行方不明者の住所地を管轄する家庭裁判所に申請します。

しかし、失踪宣告の手続きには時間がかかります。申立てが行われると、家庭裁判所は「不在者（相続人） 捜索の公告」を官報に掲載したり、申立てをしてから失踪宣告をされるまでに通常1年以上かかります。ということは、相続税の申告期限（10か月以内）には間に合いません。よって、相続税の申告が必要な方については、不在者財産管理人を選任して、遺産分割協議を進める方が王道ではありますが、通常は①の附票から住所を調べて手紙を出すことにより、「相続人から連絡が入って一件落着」ということがほとんどです。

ちなみに、失踪宣告を受けた人が現れて、失踪宣告の取り消しを申立てて認められれば、その人の相続に関する法律上の権利は復活することになります。これはこれで困ったこととなりますが…

相続の手続きは、多くの書類を集めたり、被相続人の財産を調べたりするだけでも大変な時間と労力がかかります。精神的な負担も相当なものです。ましてや行方不明の相続人がいて、その所在を調査したりするなど想像したくもありませんよね。相続人が行方不明の場合に限らず、できるだけ相続手続きをスムーズに進めるためにも、専門家に相談・依頼することをおすすめします。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 2. メディア掲載情報

現代ビジネス 5月9日号に掲載されました。

「営業マン信じ、相続財産1200万円を株で溶かした50歳主婦の絶望～コロナ危機でも同

じことが起きる」に掲載されました。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

### 3. 遺言相続ドットコム本日更新内容

#### 薬いらずで認知症は防げる、治せる！(第3回目)

前回に続き、認知症についてお話しします。

<参考>

第5回「薬いらずで認知症は防げる、治せる！」(第1回目)(2020.5.8)

第6回「薬いらずで認知症は防げる、治せる！」(第2回目)(2020.5.12)

#### 1. 早期発見のカギは画像診断

認知症は早期発見・早期治療が重要ですが、「最近、ちょっと変かな？」と認知症の疑いを持ったとき、何科を受診すればよいのか。近年は、物忘れ外来、認知症外来、あるいは老人科、高齢者専門と銘打った専門外来が設置されている医療機関も増えてきました。少しでも異変に気付いたら、早期診断と早期治療に積極的な医療機関を見つけて、いち早く受診することが、認知症を予防できるかできないかの大きな分かれ道となります。

そして、認知症の検査でもっとも効果的で、早期発見のカギとなるのが画像診断です。なぜなら画像診断は、唯一客観的に脳のコンディションをみることができる方法だからです。画像診断には、①PET、②MRI、③SPECTといったものが挙げられます。

##### ①PET

Positron Emission Tomography (陽電子放出断層撮影法) の略で、専用の特殊な薬剤を使用して、組織や細胞の活動状況を画像化する方法。

##### ②MRI

Magnetic Resonance Imaging (磁気共鳴画像) の略で、磁気と電波を利用して、あらゆる断面の画像を得ることができる撮影方法。

##### ③SPECT

Single Photon Emission Computed Tomography (単一光子放射型コンピュータ断層撮影) の略で、専用の特殊な薬剤を使用して、脳の内部の血流状態を画像化する方法。

上記3つそれぞれに長所、短所がありますが、アルツハイマー病など、こと認知症の早期発見では、PET が圧倒的に威力を発揮します。

## 2. 認知症予防の実践

誰もが認知症にはなりたくないと思っています。

しかし、いくら気をつけていても、65歳以上の約4人に1人が認知症およびMCI（軽度認知障害）になる時代です。「絶対に自分だけは大丈夫」などと言っている場合ではないのです。

認知症予防の実践が必要になってきます。画像診断を適切な頻度で行うことで、いち早く“認知症の芽”を発見することが重要となります。

実践①：症状が出る前に、40～50歳代から脳の検査をする。

MCIは、日常生活に支障がなく、全般的な認知機能も保たれていますが、本人または家族から見て物忘れの訴えがあり、客観的にも記憶障害があるといった状態ですが、脳のPET検査は、理想的にはこうした症状が出現する前から適切な頻度で行うことが望まれます。つまり、がん検診と同じように、一定年齢（50歳代くらい）になったら、脳の検査も必要だということです。

実践②：運動で脳の動きを活性化する。

近年の研究では、「運動」と「睡眠」が、アルツハイマー病の進行を防いだり、予防につながる、という報告があります。例えば、アルツハイマー病になると、脳の中央に位置する海馬が、加速度的に縮小していきませんが、運動をすることによって、その海馬が大きくなることが確認されています。

また、運動をするということは、脳に刺激がいくということなので、脳血流量が増えて栄養も供給されます。それが脳神経細胞を新しくつくり、働きを活発にしているとも考えられます。

脳にいいのは、ウォーキングや軽いジョギング、サイクリング、エアロバイクなどの有酸素運動です。30分程度の運動を週3～4回、できれば毎日行うことが理想的だと言われています。

実践③：質のよい睡眠で脳内老廃物の排出を促す。

運動と並んで、アルツハイマー病の予防に効果があると考えられているのが睡眠です。

睡眠中の脳内では、記憶の定着・整理をはじめ、トリプトファン（アミノ酸の一種）などの脳に必要な成分を取り込むなど、人間の体にとって必要不可欠な働きが行われています。そ

うした脳の活動の一つに、老廃物の排出があります。質のよい睡眠をとらないと、日中の活動で生じた脳の老廃物（アミロイドβなど）が脳の中に溜まりやすくなってしまい、アルツハイマー病の発症を促進したり、より悪化させてしまうことになると考えられています。一般に、高齢になるほど睡眠の質が低下しますが、睡眠の質を改善することが、アルツハイマー病を遠ざけるうえでも、とても重要だということです。

実践④：インスリン値を正常に保つ生活をおくる。

もう一つ、近年注目されているのが、アルツハイマー病と糖尿病の関係です。ここでいう糖尿病とは生活習慣などを原因とするⅡ型糖尿病のこと。その糖尿病が、アルツハイマー病の原因の一つではないか、あるいは症状を悪化させているのではないかと考えられています。ある研究チームの調査によると、糖尿病やその予備軍ともいえる耐糖能異常の人がアルツハイマー病を発症するリスクは、健康な人の4.6倍にもものぼるという結果が出ています。最近の研究からは、インスリンの関与が重要視されていて、インスリンによってアルツハイマー病を改善させようという研究が進められています。

これまで3回にわたって、認知症についてお話してきました。

老いは誰にでもやってきます。避けることはできません。そして、誰もが認知症になる可能性があります。特にアルツハイマー病は、認知症の中でも日本人に最も多い原因疾患です。「ボケたかな？」と思ったときはすでに手遅れ、というのが今までの常識だったことは事実です。

しかし、これからは違います。アルツハイマー病は、予防も改善もできる。そんな時代にすでに突入しているのですから。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

#### 4. 相活士 ONLINE リニューアルに伴う暫定サイトのお知らせ

相続終活専門士のサイトは通常どおり運営していますが、そこからログインする会員ページ「相活士 ONLINE」に関して、サイトリニューアルに伴い、現在暫定サイトをご用意しています。チラシのダウンロードも可能ですので、ぜひご利用ください。

リニューアル後に、改めてご連絡いたします。

ログインのユーザー名、パスワードは以下のとおりです（全員共通）。

ユーザー名：sokatsu\_member

パスワード：xzOKHEMD

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

#### 5. 新型コロナウイルスに関する対応

昨今の新型コロナウイルスに関して、現在、団体受験やセミナーを中止させていただいております。再開できるようになりましたら、またこのメールにてお知らせいたします。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 6. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。

有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違いがなく更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。

入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238)もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは

一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆